

写

# 答 申 書

平成31年1月21日

岩見沢市特別職報酬等審議会

平成31年1月21日

岩見沢市長 松野 哲 様

岩見沢市特別職報酬等審議会  
会長 高松 孝行



### 特別職報酬等の額の改定について（答申）

平成30年11月30日付け岩職第403号により当審議会に諮問のありました、岩見沢市議会議員の報酬の額及び市長、副市長の給料の額について、下記のとおり答申いたします。

#### 記

#### 1. 改定額

(1) 市議会議員の報酬月額、現行額に据え置くことが適当である。

(現行額)

議長	470,000 円
副議長	415,000 円
議員	384,000 円

(2) 市長、副市長の給料月額は、次の額が適当である。

ア 市長	964,000 円	(現行額 838,000 円)
イ 副市長	755,000 円	(現行額 695,000 円)

2. 改定時期 改定は、平成31年4月1日とすることが適当である。

3. 答申内容の説明 別紙1のとおり

4. 附帯意見 別紙2のとおり

## 答 申 内 容 の 説 明

### 1. 審議の経過

当審議会は、先に諮問のありました市議会議員の報酬月額及び市長、副市長の給料月額について、社会経済情勢や当市の財政状況などを踏まえ、過去の改定状況や一般職員の給与改定状況、道内他都市との均衡等も総合的に勘案しつつ、3回にわたり客観的かつ公正な見地に立って慎重に審議を重ねてまいりました。

### 2. 改定の理由

#### (1) 市議会議員の報酬

市議会議員は、市民の声を市政に反映させるとともに、行政の監視機能を果たす重要な職責を担っており、その活動に専念できる相当の報酬額が支払われるべきである。

また、平成27年の選挙から議員定数を4人減らし22人としているほか、数次にわたる論議を経て、市民に開かれた議会改革の取組みを実践していることは評価に値するものである。

議員報酬は平成10年度から据え置かれている状況ではあるが、市長、副市長の給料を減額した平成19年度において減額をせず据え置いていることや、現在の道内他都市と比較しても妥当な水準であること、さらには前回からの一般職の給与水準と比較しても高い水準にあることなどを総合的に判断した結果、現行の額を据え置くことが適当であるとの結論に至ったものである。

#### (2) 市長、副市長の給料

人口減少、超高齢社会の到来を迎えた現在において、複雑・多様化する市民ニーズに対応し、市政を牽引する市長や市長を補佐する副市長の職責は、言うまでもなく重たいものである。

市長、副市長の給料は、平成19年に社会経済情勢や一般職給与とのバランス、道内他都市との均衡を考慮し減額改定を行った以降は、据え置かれている現状である。

これまでの間、景気に持ち直しが見られ、一般職の給与水準は上昇傾向にあること。減額時から一般職より低い水準が継続していることや、平成19年当時に独自削減をしていた都市の多くが増額改定を行っていることに伴い、人口規模等による道内他都市との均衡が図られていないことなどを総合的に判断した結果、岩見沢市特別職の職員の給与に関する条例本則に定める額に改定することが適当であるとの結論に至ったものである。

### 3. 改定の時期

当審議会の意義及び審議の経過を踏まえて、改定は平成31年4月1日が適当と考えます。

## 附 帯 意 見

### 1. 審議会の開催時期について

この度の審議会は、平成19年以来の開催であり、この10年余りの間で景気の動向や市政を取り巻く環境は変化を遂げていると感じたところである。

特別職の報酬等は、社会経済情勢や一般職の給与の状況などを踏まえ、その時勢に応じて市民が納得できる金額であるべきことに鑑み、審議会は2年から3年ごとに開催されることを基本としつつ、特別職の人数など大きな変更があった場合には、時期を逸することなく開催すべきである。

### 2. 常勤の監査委員及び教育長の給料について

常勤の監査委員及び教育長の給料の額は、岩見沢市特別職の職員の給与に関する条例において、市長が定めることとなっているものの金額は明記されていなく、また、岩見沢市特別職報酬等審議会条例において、審議する対象となっていない状況である。

常勤の監査委員及び教育長も、市長や副市長と同様に特別職であることを踏まえると、その給料の額を条例に明記すべきであるとともに、職務、職責に応じ、市民感覚とかけ離れた金額にならないよう、その給料の額について審議会における審議事項とすべきである。